

休眠預金等活用法に係る異動事由について

預金種類		当行が認可を受けた異動事由				法定の異動事由
		通帳または証書			複数商品に係る 異動事由※2	休眠預金等活用法 施行規則第4条第2項
		発行	記帳※1	繰越		
1	当座勘定					①払戻し ②預入れ ③振込みの受入れ ④振込みによる払戻し ⑤口座振替その他の事由 による預金額の異動（当 行からの利子の支払を 除く） ⑥手形または小切手の提 示その他第三者による 支払の請求 ⑦預金者等による休眠預 金等活用法の公告対象 となっている預金の情 報提供の求め
2	普通預金	○	○	○		
3	貯蓄預金	○	○	○		
4	定期積金	○				
5	通知預金	○	○	○		
6	納税準備預金	○	○	○		
7	定期預金 （共通規定）	○	○	○		
8	積立型定期預金 （共通規定）	○	○	○	○	
9	総合口座	○	○	○	○	

※1 記帳すべき取引がなかった場合を除きます。

※2 各積立型定期預金規定、総合口座取引規定にもとづく他の預金について、いずれかの異動事由が生じた場合が該当します。

（平成 29 年 12 月 25 日時点）